



## 修繕費用の取り扱い

減価償却資産の修理等を行うために支出した金額は、その内容によって、「修繕費」として損金に算入される場合と「資本的支出」として資産に計上される場合があります。費用だと考えていたら、資産計上をしなければならないものであったというようなことになってしまうと、法人税等の納税額が予想よりも大きくなってしまい、資金繰りに影響を及ぼしかねません。

このため、今回は固定資産に対して行った修理等が税法においてどのように取り扱われるかについて、ご紹介させていただきます。

### ■ 「修繕費」とされる場合

減価償却資産について維持管理や原状回復のために要した次のような取引は、「修繕費」となりますので支出した時に損金に算入が認められます。

- 老朽化した設備の現状を回復する費用
- 部品交換などの維持管理費
- 20万円未満の修理費や改良費
- 概ね3年以内の期間を周期で行われる修理、改良
- 賃貸物件の退出時の原状回復費用

### ■ 「資本的支出」とされる場合

減価償却資産の使用可能期間を延長又は価値を増加させる修理等のうち次のような取引は、「修繕費」とはならず「資本的支出」として資産に計上されます。

- 建物に新たに避難階段を取付けた場合等物理的に付加した部分の金額
- 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- 機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取替えに要した費用の額のうち、通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

### ■ 修繕費か資本的支出か不明な場合

修理等の金額が、修繕費であるか、資本的支出であるかが不明な場合は次の基準により修繕費として処理することが認められています。

- 支出した金額が60万円未満であるとき。
- 支出した金額がその減価償却資産の前事業年度終了の時点における取得価額の10%相当額以下であるとき。
- 支出した金額の30%相当額とその減価償却資産の前事業年度終了の時点における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする処理を継続して適用しているとき。

### ■ 少額減価償却資産の特例

青色申告書を提出する中小企業者が、新たに取得価額が30万円未満「少額減価償却資産」（一事業年度あたり限度額300万円まで）の取得等をし、事業用に供した場合には、その取得価額の全額を損金に算入することができます。（以下「少額減価償却資産の特例」）

ただし「資本的支出」については、そもそも事業者が既に所有する減価償却資産の修理等をしたものなので、「少額減価償却資産の特例」に規定する「新たな資産の取得（製作、建設を含む）」には該当せず、資本的支出の金額が30万円未満であっても「少額減価償却資産の特例」の規定は適用されませんので注意が必要です。

### ■ 特例が適用できない場合

資本的支出のうち、「少額減価償却資産の特例」が適用できないものは、次のようなものです。

- 建物の内装（床、内壁、階段、トイレ、洗面場その他）や外装の改造・交換等のうち、既存のものよりも良質な素材を使用している場合や、部分的な修繕に併せて用途を変更した場合、また追加して増築した場合
- 自動車のエンジンその他の主要部品の交換や自動車に常時搭載する機器（カーオーディオ、テレビ、メーター、クーラー、内蔵式カーナビなど）の取得  
なお減価償却資産について資本的支出があつた場合には、資本的支出の額を取得価額として、本体と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとして処理をすることとなります。

ただし、資本的支出の内容が、既存の減価償却資産の規模の拡張、あるいは単独の資産としての機能を新たに付加するものである場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には「少額減価償却資産の特例」を適用することができます。

このように税法の取扱いは複雑であるため、固定資産（ソフトウェアなどの無形固定資産を含む。）について、多額の修繕等を行う場合には、事前に、ご相談ください。

執筆（文責） 税理士法人東京総合経営  
税理士 富処 正義

法法令132、法基通7-8-1～-8,10 措法42-4,53,67-5 所法37,所令127,181,所基通37-10,12,-13 措法28の2  
耐用年数通達2-5-1